

突然、証券会社を名乗る男性から「**あなたの名前でA社の株を1,000万円購入した**」と電話があった。「あなたは選ばれた人で株を買う権利がある。自分が買いたいのが買えないので**申し込んだ**」などと言われたが、おかしい話だと取り合わなかった。

しかし、その10分後にA社から「申し込みを受け付けた。**明日証券を送る**」と連絡があり、びっくりして**契約していない**ことを伝えると、証券会社にキャンセルの連絡をする必要があると言う。慌てて証券会社に電話をしたところ「**キャンセル料を払ってもら。明日自宅まで取りに行く**」と言われた。

本当に自宅まで来てしまったらと思うと怖くてたまらない。

(60歳代 女性)



独立行政法人国民生活センター
 「見守り新鮮情報162号」より

ひとこと助言



- 販売業者や買い取り業者など複数の業者が登場して、消費者に未公開株などを購入させる「買え買え詐欺」（劇場型勧誘）の新しい手口として、勝手に自分の名義で株などを購入され、代金を支払うよう強く言われたり、キャンセル料を請求されたりする相談が寄せられています。
- 「断ると裁判になる」「家を差し押さえる」などと脅されて、怖くて数百万円を業者に郵送してしまった、などというケースもあります。
- 一度お金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなるなど、取り戻すことは困難になります。

新潟県消費生活センター 特別電話相談「高齢者トラブル110番」

悪質商法による被害を防止するため、通常の相談時間を延長して、高齢者の消費者トラブルに対して助言や情報提供を行います。ご利用ください。

とき 9月19日(木)・20日(金) 午前9時～午後6時
 相談専用電話番号 025-285-4196

●問い合わせ 新潟県消費生活センター ☎025-281-5516

●「おかしいなあ」、「困った!」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290) FAX53-2541
荒川支所市民生活課	☎62-3103 朝日支所市民生活課 ☎72-6885
神林支所市民生活課	☎66-6112 山北支所市民生活課 ☎77-3112
消費者ホットライン (土・日) ☎0570-064-370 ※PHS、IP電話などからは利用できません	